

一般社団法人全国病児保育協議会
認定病児保育専門士
(保育士) (看護師)

資格認定実施要項

(資格認定に関わる手引き)

2025年改訂版

「一般社団法人全国病児保育協議会 認定病児保育専門士（保育士）（看護師）」

資格認定実施要項（資格認定に関わる手引き）

「病児保育専門士」は、病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とし、病児保育の専門性を高め、さらに家庭での看護方法などの研鑽を積み、家庭での「家庭看護」へつなぐことにより、病児保育を通して究極の子育て支援を行うことのできる保育士・看護師のこととする。

一般社団法人全国病児保育協議会（以下 「(一社)全国病児保育協議会」）は、上記の「病児保育専門士（保育士）（看護師）」（以下、病児保育専門士）を育成するために、保育士・看護師に対する専門的な研修制度を確立し、一定の水準に達した場合、「一般社団法人 全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として認定する。

1. 認定のための受講資格

病児・病後児保育室に勤務する保育士・看護師を対象とする。

- ① (一社)全国病児保育協議会に施設で加盟し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として受講日初日までに3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。また、個人会員として加盟するものは、個人会員になって2年が経過し、病児保育室・病後児保育室に常勤として受講日初日までに2年以上勤務しているもの。または、非常勤として3年以上病児保育・病後児保育室に勤務し、週20時間以上の実働を有する者。

どちらにおいても病児保育室に在勤していることを条件とする。

- ② 施設長から(一社)全国病児保育協議会所定の「施設長推薦状」において、推薦を受けることのできる者。

- ③ (一社)全国病児保育病児保育協議会 資格認定委員会が開催する「病児保育専門士認定講習会」をすべて受講することができる者。

以上3点すべての条件を満たすことのできる者を受講資格者とする。

2. 資格認定のための参加登録

1) 受講を希望するものは受講審査申請費用：1,000円を所定の口座に入金し、申請期間に必要な書類に振込記録の写しを添付し、書留で資格認定委員会事務局に郵送すること。(前年度申し込み済の方も再度必要)

◆申請書類

- (1) 受講登録申込書 (所定の様式)
- (2) 勤務先推薦書 (所定の様式)
- (3) 履歴書 (所定の様式)
- (4) 保育士または看護師の資格証明書の写し
- (5) 受講申請費用振込み記録の写し (前年度申し込み済のものも再度必要)

◆申請期間 2025年 6月 3日～2025年 7月 3日 (必着)

◆申請書類提出方法及び、提出先

- 1) 封入する封筒は、A4サイズで折らずに入るものとする。封筒の表左側に「資格認定受講登録申込」と朱書きし、郵便書留にて下記の住所に郵送する。
- 2) 書類審査を行い、申請者に「受講決定通知書」をもって通知する。

- 3) 受講者認定決定通知を受けた受講資格者は、資格認定講座に必要な費用：25,000円を所定の口座に入金する。
- 4) 入金を確認後、資格認定研修会講習会の要項等の必要書類を送付する。
- 5) 参加登録申請（入金済み）後、やむを得ない理由で資格認定講習会に参加できない場合は、翌年度に限り、資格認定講習会への受講資格を有する。参加できないものは、資格認定講習会が開催される前日までに、速やかに不参加理由書（様式自由）を、資格認定委員会事務局に提出する。所定の手続きを行わなかったものは、翌年度の参加資格を失う。
- 6) 一旦提出された、登録申請書及び、入金された審査費用、受講費用は理由の如何を問わず返還しない。

「資格認定講習会登録申込」送付先

〒 860-0059

熊本市西区野中2丁目12-26 みらく病児保育センター内

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」

資格認定委員会事務局

資格認定委員会口座

熊本信用金庫 西部支店

普通口座 0268956

名義 資格認定委員会 永野和子

3. 資格認定までのプロセス

資格認定講習会登録手続き

↓

認定委員会にて、受講について審査

↓

資格認定講習会の参加決定通知発送

↓

資格認定講習会への参加

↓

課題・研修レポートの提出

↓

課題・研修レポート 審査（形式等）

↓

面接・口頭試問 （2026年1月11.12日を予定）

↓

登録および認定手続き

4. 課題・レポート提出

- 1) 課題・レポートの提出資格（講座終了認定）を有してから、2か月以内に提出する。
- 2) 課題・レポート提出要領は、2000字以上6000字以内として、詳細は研修会講座のレポートの書き方の資料に記載する。

- 3) 課題・レポートを提出した者には、口頭試問実施通知を送付する。
- 4) 提出ができないと予測される場合には、提出期限までにすみやかに理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出すること。所定の手続きを行わなかった者は、課題・レポート提出の権利を失う。

5. 口頭試問

- 1) 課題・レポートが受理された者は、原則3ヶ月以内に口頭試問が行われる。試問については、別途通知する。
- 2) 審査結果は、文書で通知する。
- 3) やむを得ない理由で口頭試問を欠席する場合には、翌年度の1回に限り、口頭試問を受けることができる。

欠席者は、口頭試問前日までに欠席理由書（書式自由）を、資格認定委員会事務局に提出すること。

試験当日の不測の事態については、別途検討する。

所定の手続きを行わなかった者は、翌年度の口頭試問を受ける資格を失う。

- 4) 口頭試問不合格者の取り扱いについては、別途定める。
- 5) 合否に関する問い合わせには、いかなる理由があっても開示しない。

6. 登録および資格認定交付手続き

- 1) 口頭試問合格者は、所定の期間までに「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書に認定料を添えて、資格認定委員会事務局に提出する。

「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」認定申請書は、口頭試問結果とともに合格者に送付する。

認定料：10,000円を所定の口座に振り込み、払込金受領書の写しを申請書に添付すること。

既納の認定料は、いかなる理由があっても返還しない。

2) 所定の手続きを完了した者を、「(一社)全国病児保育協議会 認定病児保育専門士」として登録し、認定証を交付する。

認定の有効期間は5年間である。更新のための条件等については、別途定める。

附則

- 1・申請書・推薦書・履歴書に不備または、虚偽の申請があった場合は、受講資格を喪失する。
- 2・口頭試問において不合格となったものは、不合格となった年度から2年を経過したのち、講習会の再受講を認めることとする。再受講の場合は、受講手続きを受講要綱に従って申し込むこととする。再受講は、1回のみとする。
- 3・産前産後休暇・育児休暇・介護休暇を取得した者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、産休・育休・介護休暇を証明する書類を提出することとする。書式は自由)
- 4・疾病等で、長期休職する者は、その期間において、更新を猶予する。(その場合は、診断書を提出することとする。)
- 5・天災等による講習会講座の中止、延期に関して、交通費・宿泊費等の補償はしない。
- 6・受講申し込み者が、20名を下回った場合は、該当年度の講習会は実施しない。
- 7・講習会の開催会場の都道府県において、自粛要請等が発令された場合は、講習会を延期、または中止する場合がある。その場合は、すべての権利を2年の間に開催される講習会に持ち越すこととする。また、交通費・宿泊費等は補償しない。

様式 1-1

一般社団法人 全国病児保育協議会

「全国病児保育協議会認定・病児保育専門士（保育士）（看護師）」

資格認定参加登録申込書

年 月 日

一般社団法人 全国病児保育協議会

会長 杉野 茂人 殿

受講者氏名

㊟

私は、貴法人の「全国病児保育協議会認定・病児保育専門士（保育士）（看護師）」資格認定要項により、「全国病児保育協議会認定・病児保育専門士（保育士）（看護師）」の資格認定を受けたく、下記の関係書類と受講審査申請費用振込控えを添えて参加申し込みをいたします。

尚、申請書類に置いては、虚偽の無いことを誓約いたします。

1・施設長推薦書 1通

2・資格証明書 写 1通

3・履歴書（写真添付有のもの） 1通

4・受講証用 証明写真 1枚（4cm×3cm） → 履歴書とは別に必要です。

5・受講審査申請費用（1000円）の振り込み控え

施設長推薦書

年 月 日

氏名:

上記の者は、資格認定要綱の受講資格を満たした期間、病児保育・病後児保育に従事していることを証明し、病児保育専門士として活躍できる能力を有しているので推薦いたします。

病児保育・病後児保育 在職期間

常勤 ・ 非常勤 として

(常勤・非常勤を○で囲んでください。)

年 月 日 ～ 在職中

資格 保育士 看護師

施設名 (上記の受験希望者が勤務する病児・病後児保育室名)

所在地

施設長 :

氏 名 (推薦者自書)

⑩

年	月	免許・資格

志望の動機

勤務する病児保育・病後児保育室の直近過去2年間の年間預かり者数。

年 名

年 名

協議会加盟（加盟状況を○で囲んでください。）

施設会員（施設番号 ） ・ 個人会員